

地方公共団体における会計制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、確定性、客観性、透明性に優れているとされる「単式簿記による現金主義方式」を採用しています。

しかしながら、複式簿記、発生主義会計を用いた企業会計と比べ、これまでの積み上げのストック情報が把握しにくい、また、減価償却や引当金等の現金支出を伴わないコスト情報が見えにくいという側面があります。

そこで、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に図る観点から、現行の会計制度を補完するものとして、同一の基準「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づいて財務書類を作成・公表しています。

「統一的な基準」による財務書類は、以下の4表で構成されています。

① 貸借対照表

基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を表示したものです。

貸借対照表の資産と負債の差額は、企業では資本として取り扱われますが、地方公共団体の場合、資本は存在しません。

また、現行の「現金主義方式会計」には出納整理期間（作成基準日の翌日から5月31日までの2か月間）が存在するため、貸借対照表に計上されている現金及び預金の金額は、年度末時点の実際保有残高に、出納整理期間における現金及び預金の出納を加減した金額となっています。

② 行政コスト計算書

一会計年度中の費用・収益の取引高を表示したもので、企業会計における損益計算書に相当します。

地方公共団体の財政活動は、強制的に徴収された税収等を財源として配分することにより、利益の稼得を目的としていないことから、企業と同様に損益計算を行うことは適当ではなく、そのため損益計算書は作成していません。

行政コスト計算書は、フローの情報として、地方公共団体の財政活動の結果として発生したコストを明らかにするものです。

③ 純資産変動計算書

一会計期間中の純資産の変動を表示したもので、資産及び負債の増減を要因別に明らかにしています。

④ 資金収支計算書

一会計期間中の現金の受払を表示したもので、企業会計におけるキャッシュフロー計算書に相当します。

令和6年度財務書類

(1) 対象

① 一般会計等財務書類

水俣市一般会計を対象として作成しています。

② 全体財務書類

水俣市一般会計、水俣市国民健康保険特別会計、水俣市後期高齢者医療特別会計、水俣市介護保険特別会計、水俣市水道事業会計、水俣市公共下水道事業会計及び水俣市病院事業会計を合算して作成しています。

③ 連結財務書類

全体財務書類に、次の団体を合算して作成しています。

(比例連結) 水俣芦北広域行政事務組合、熊本県後期高齢者医療広域連合

(全部連結) 水俣市土地開発公社、水俣市振興公社、株式会社みなまた、

※ 比例連結とは、連結対象団体(会計)の財務書類を出資割合等に応じて合算することをいいます。

※ 本市においては、連結財務書類のうち、資金収支計算書の作成を省略しています。

(2) 作成基準日・連結決算日 令和7年3月31日

※ 水俣市一般会計、水俣市国民健康保険特別会計、水俣市後期高齢者医療特別会計、水俣市介護保険特別会計については、出納整理期間(作成基準日の翌日から令和7年5月31日まで)中の取引は、作成基準日になされたものとみなします。

なお、その他の会計については、上記会計との間で令和6年度に帰属する資金の授受があった場合には、作成基準日に現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 端数処理

表示単位を千円とし、千円未満を四捨五入で処理しているため、内訳等の合計が一致しない場合があります。